

上野事務所ニュース

27年7月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

労働者派遣 法改正案に ついて

労働者派遣法改正案が衆議院を通過し、成立する見通しになりました(9月1日施行予定)。

現行の労働者派遣法では、高い技量が必要な28業務を除き派遣労働者は3年しか雇えません。改正案では、全ての業務で上限が3年となりますが、継続して派遣労働者に仕事を任せられることができるというものです。派遣元で無期契約であれば、3年の上限を適用されません。

また、改正案では、派遣が3年になった時①派遣先に直接雇用を依頼②派遣会社で無期雇用③新しい派遣先の紹介、といった措置を派遣会社に義務付けています。

男性の育児休 業取得促進奨 励金について

千葉市では、要件を満たした千葉市内の300人以下の中小企業等に勤務する男性とその事業主に対して奨励金を支給します。育児休業期間中の賃金は有給無給を問いません。勤務を要しない日を除く連続10日以上育児休業を取得し、職場復帰(1ヶ月以上)すれば対象となります。

【対象者と支給額】

- 10日以上育児休業を取得した男性労働者
⇒ 5万円を支給
- 上記労働者を雇用する事業主(1人につき)
⇒ 20万円を支給

ただし、常用雇用労働者100人ごとに育児休業取得者1人を対象とし、最大で3人までです。

◆詳しい内容は下記へご連絡ください。千葉市こども未来局こども未来部保育支援課(TEL043-245-5105)

賞与届の対象 となる給与

賞与についても健康保険、厚生年金保険の届出を行います。

対象となる賞与とは、「賞与」という名前で支給されるものだけではありません。「〇〇手当、××代、〇×一時金」など、名称を問わず労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下支給のものは対象となります。

年4回以上支給することが、就業規則などに定められている場合は、賞与ではなく、毎月の給与とみなされます。たまたま支給が年間で4回以上となった場合はこの限りではありません。

賞与の保険料は、健康保険は一般的な財源とされますが、厚生年金保険は以下の式のように、年金の報酬比例部分に反映されます。

年金記録に記載されるため、「あの時賞与をもらっていたはず」などと労使のトラブルの元となる可能性があります。たとえ少額でも届出ましょう。

～年金の計算方法(一部を抜粋)～

平成15年4月 以後の期間の 平均標準報酬額	×	生年月日に応じて 7.692/1000～ 5.769/1000	×	平成15年4月 以後の被保険者 期間の月数
------------------------------	---	---------------------------------------	---	-----------------------------

この部分に賞与額が反映されます

※式は、年金額全体を表すものではありません。

職場における 熱中症対策

去年は、職場における熱中症により全国で12名の労働者が死亡しています。

建設業、警備業、農業での労災が特に多いようです。

上記のような炎天下で作業を行う業種は特に注意が必要ですが、屋内で仕事をしている方でも熱中症の危険があります。初夏は、身体が暑さに慣れていないことと、熱中症に対しての労働衛生教育が不十分であるため、熱中症になる方が多いようです。

労働者に対して、早くから熱中症の症状を周知させ、症状が認められた場合には休憩をとらせ、症状が改善しない場合は病院に連れて行く、などの措置をとれるようにしておきましょう。

熱中症の症状には、以下のようなものがあげられます。

- ①めまい・立ちくらみ
- ②筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）
- ③大量の発汗
- ④頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐
- ⑤意識障害・痙攣・手足の運動障害

熱中症の発症に気付くのが遅れ、症状が悪化していた、ということのないよう、作業場所の巡視等を頻繁に行い、作業場所及び労働者の状態を把握・確認しておくことが大切です。

日除けや風通しを良くするための設備を設置する、涼しい場所で休憩を頻繁にとらせる等の対策を行いましょう。

節電のためのエアコン不使用も、過度にならないようご注意ください。

熱中症になる人は水分を補給していたものの塩分を補給していないことが多いようです。予防の為水分だけでなく塩分の補給も行うようにしましょう。

マイナンバー について

マイナンバーについての社内の規定を示してくださいといっています。マイナン

バーは、10月に住民票に記載されている住所地に送られ、来年の1月から社会保険や雇用保険の手続き時や源泉徴収票等に記載します。それまで、会社で従業員に確認しておくこととされています。

会社の規模が100人以下の場合、緩和措置があります。規約等の内容はお知らせするように考えています。

Q&Aなぜなにどうして？

Q；当社は私（代表取締役）と従業員



3人でソフトウェア開発業を営んでおり、4名全員が社会保険に加入しています。もし、私が業務中にケガをした

場合、業務中のケガは健康保険を使えないので、治療費は実費（10割）を自己負担しないといけないのでしょうか？

A；健康保険は、業務災害以外の疾病等に関して保険給付を行うこととされています。そのため、仕事に起因する疾病等については健康保険の給付対象とはなりません。

法人の代表者等は、原則として労働基準法上の労働者に該当しないため、労災保険の特別加入に加入していない場合、労災保険に基づく保険給付が行われません。健康保険の給付も行われませんので、実費で10割を負担することになります。

ただし、健康保険の被保険者が5人未満である場合、法人の代表者等であって、疾病等の起因となる業務が、一般の従業員が従事する業務と同一であると認められる時については、健康保険による給付（傷病手当金を含む）が受けられます。